

大竹市立大竹小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、大竹小学校PTAと称し、事務局を大竹小学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、児童の保護者と教職員とが連携し、一致協力して教育活動の充実・発展を図り、児童の健全育成及び福祉増進に努めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校、家庭教育の理解と研究に努める。
- (2) 学校、家庭及び地域が連携を保って、児童の生活を指導する。
- (3) 会員相互の研修と親睦を図る。
- (4) 地域における教育環境の改善・充実に努める。
- (5) その他、本会に必要なと認める事項。

第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とし、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童・青少年の教育及び福祉のために活動する他の団体並びに機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会又は本会の役員・委員の名で、本会以外の公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 本会又は本会の役員・委員の名で、学校の人事、その他の管理に干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、次の者とする。

- (1) 大竹小学校に在籍する児童の保護者
- (2) 大竹小学校の教職員

第6条 本会の会員は、総会で承認された会費を納めるものとする。

第7条 会員は、本会発展のため協力し、すべて平等の義務と権利を有する。

第5章 会計

第8条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第9条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて執行される。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 執行部役員及び委員

第12条 本会に次の執行部役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 名誉会長 1名（校長）
- (3) 副会長 3名
- (4) 会計 1名（事務局長が兼ねる）
- (5) 事務局長 1名（教頭）
- (6) 常置委員長 5名（一部副会長が兼ねる）
- (7) 教職員代表 1名

第13条 本会に次の委員を置く。

- (1) 常置委員 若干名
- (2) 校外指導委員（地区委員長が兼ねる）

第14条 執行部役員を選出については、別に定める細則・役員選出規程による。委員の選出は細則に定める。なお、執行部役員経験者は、児童が大竹小学校に在学している間、執行部役員及び委員を辞退することができる。ただし、児童が在学していない期間があり、下の児童が入学した場合は、執行部役員及び委員を辞退することはできない。

第15条 会長は、次の職務を行う。

- (1) 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 総会・執行部役員会を招集する。
- (3) 必要に応じて臨時執行部役員会を設置する。
- (4) 常置委員会・執行部役員会・臨時委員会等に出席して意見を述べることができる。

第16条 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。

第17条 会計は、本会の会計事務の処理にあたる。

第18条 執行部役員は、定期総会において就任し、任期は次年度定期総会までとする。ただし、再任は妨げない。

第19条 会長に欠員を生じたときは、副会長の互選により選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

執行部役員に欠員が生じたときは、委員から選び執行部役員会の承認を得るものとする。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第20条 本会は、会長の推薦により顧問を置くことができる。

第7章 会計監査

第21条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査を置く。

第22条 会計監査委員は、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第23条 会計監査の選出は、総会において行う。

第24条 会計監査に欠員を生じたときは、2名のうちもう1名の推挙により執行部役員会の承認を得るものとする。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第8章 執行部役員選出委員会

第25条 執行部役員選出のため別に執行部役員選出規程を定めて、執行部役員選出委員会を設ける。

第26条 執行部役員選出委員会は、執行部役員選出規程に基づいて構成し、一切の選出事務を行う。

第9章 会 議

第27条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 執行部役員会
- (3) 常置委員会
- (4) 臨時委員会

第28条 総会は、全会員をもって構成され本会の最高決議機関とする。

第29条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、年度始めに開催する。
- (2) 臨時総会は、執行部役員会が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

第30条 総会は、会員数の5分の1以上（委任状を含む）の出席がなければその議事を開き、議決することができない。

第31条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。また付議する事項等は細則で定める。

第32条 総会・正副議長は、執行部役員を除く構成員の中から互選により選出する。

第33条 執行部役員会・常置委員会・臨時委員会等の構成運営については、別に細則で定める。

第10章 細則・規程

第34条 本会の運営に関し必要な細則・規程は、この規約に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。

第35条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することはできない。ただし、改正案は原則として総会開催日の前日までに全会員に知らせる。

付 則

この規約は、昭和50年5月21日旧会則を全面的に改正し、同日から施行する。

この規約は、平成3年11月9日に改正し、平成4年4月1日から施行する。

この規約は、平成7年5月6日に改正し、同日から施行する。

この規約は、平成11年11月21日に改正し、同日から施行する。

この規約は、平成19年4月21日に改正し、同日から施行する。

この規約は、平成20年4月19日に改正し、同日から施行する。

この規約は、令和3年4月28日に改正し、同日から施行する。

この規約は、令和4年4月28日に改正し、同日から施行する。

この規約は、令和5年12月5日に改正し、令和6年4月1日から施行する。